

## 佐井村公共施設木質バイオマス熱供給設備導入可能性調査業務委託仕様書

本仕様書は、佐井村（以下「発注者」という。）が実施する佐井村公共施設木質バイオマス熱供給設備導入可能性調査業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「受注者」という。）が実施しなければならない事項を定める。

### 1. 委託業務名

佐井村公共施設木質バイオマス熱供給設備導入可能性調査業務委託

### 2. 業務目的

佐井村は令和5年4月、環境省が2030年度までの脱炭素化に取組む先行地域として選定され、今後、目標を達成するため様々な事業が行われます。

本業務は、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組みの一環として、化石燃料（A重油、灯油）を使用して熱供給している村内の公共施設（佐井村高齢者福祉センター「あすなろ」）について、温室効果ガスを削減するとともに、林地残材等を活用した雇用機会の確保、経済活性化を両立する木質バイオマスによる熱利用（ボイラー導入）の可能性等について調査を行い、化石燃料からの脱却を実現するべく検討を行うことを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4. 業務内容

本業務は、村内の公共施設で使用している化石燃料から木質バイオマスによる熱利用への転換を図り、温室効果ガスを削減するとともに、林地残材等を活用した雇用機会の確保、経済活性化を両立する木質バイオマスボイラーの導入の可能性について検討する。

このことから、対象とする施設の構造等を把握した上、熱需要予測を踏まえた燃料使用量、木質バイオマスボイラーの適正な機器構成・機器能力及び設置可能場所など検討することとし、併せて事業の実現可能性を確認するための調査・ヒアリング等から、森林資源量や燃料材の供給可能量、木質バイオマス燃料の製造・調達の可能性、また、木質バイオマスボイラーを導入することによる設備導入費用や施設の経済性などを検討する。（別紙参照）

以上のことを踏まえ、プロポーザルの提案内容には、次の項目を最小限度として組み込むこととし、企画提案により内容及び構成について決定することとする。

- (1) 発注者や施設管理者、地域で活動する森林組合及び林業事業体等へのヒアリングなどから、森林資源量・供給可能量等を把握し、報告書を取りまとめるための資料を整理検討する。
- (2) 木質バイオマス燃料の製造・調達に関する実現可能性を検討する。
- (3) 木質バイオマスボイラーの導入及び設置等に関する実現可能性を検討する。
- (4) 庁内調整、施設管理者及び議会説明等に係る資料の作成支援を行う。
- (5) 村長等への報告は必要に応じ、適宜、行うこととし、内容及び時期については発注者と協議の上、決定するものとする。
- (6) 上記（1）～（5）の作業を取りまとめて、業務報告書を作成する。
- (7) 本業務を達成するために適時必要な打合せ協議を行うものとする。

## 5. 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

## 6. 貸与資料

受注者は、業務を行うにあたり、発注者と協議の上、必要な資料を請求するとともに、貸与を受けた資料について十分確認し、手戻りのないようにすること。

## 7. 成果物

- ① 業務報告書（A4版） 3部
- ② ①の電子データ 一式

## 8. 検査

本業務は、成果物を作成・納入し、発注者の検査合格後、完了とする。

受注者は、本業務の完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

また、本業務完了後においても受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

受注者は、本業務の完了後、成果物（紙及び電子データ）とともに次の書類を提出する。

### 〔提出書類〕

- ① 成果物納入届 1部
- ② 業務完了通知書 1部
- ③ 成果物引渡書 1部

## 9. 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。成果物に係る著作権は、発注者に帰属することとし、受注者はこれを公開してはならない。

ただし、事前に発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

## 10. 再委託の禁止

受注者は、本業務委託を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、簡易な業務や専門外業務に係る部分等において、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たものについては、この限りでない。受注者は、再委託をする場合は、再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理をしなければならない。

## 11. 秘密の保持

受注者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が終了した後についても同様とする。

## 1 2. 個人情報保護

受注者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、佐井村個人情報保護条例（平成27年佐井村条例第31号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。

また、業務終了後または解除後も同様とする。

## 1 3. 損賠の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受注者の故意または過失により、発注者または第三者に損害を与えて場合は、その損害額を補償しなければならない。

## 1 4. 委託料の支払

発注者において成果物の検査が完了した後、受注者からの請求により支払う。

## 1 5. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議を行うとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 何らかの事情により業務履行が完了しなかった場合は、発注者の求める作業途中の全てのデータを引き渡すものとし、発注者と協議の上、出来高払いとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議すること。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、発注者と協議の上、対応すること。

以上

<別紙>

(1) 森林資源量・供給可能量調査

- ① 村内の森林の状況及び資源量について把握する。統計情報等の公開データの他、関係機関から入手可能なデータがあれば参照し、取りまとめる。
- ② 木質バイオマス燃料材の供給可能性等について調査する。また、地域住民からの材の収集可能性についても検討する。必要に応じて村内で活動する森林組合及び林業事業体に対しヒアリングを実施し、森林施業の状況や素材生産量を把握する。
- ③ 上記①②の調査結果から、本村における木質バイオマス資源の既存量及び最大利用可能量、供給可能量を推測する。

(2) 木質バイオマス燃料の製造・調達可能性調査

- ① 村内及び近隣地域で木質バイオマス燃料（チップ・ペレット・薪）を製造している事業者をリストアップし、年間の製造量、出荷先、燃料の品質等を調査する。調査にあたり、必要に応じてヒアリングや調査票による調査を実施する。
- ② 村内での木質バイオマス燃料製造事業の可能性を検討する。製造場所、製造方法、必要な設備、人員体制、事業実施主体などを検討し、原料の仕入れから製品の販売までの収支を試算する。

(3) 木質バイオマスボイラーの導入可能性調査

下記の公共施設を対象として、木質バイオマスボイラーの導入可能性を調査する。

- ・佐井村高齢者生活福祉センター「あすなろ」
- ① 対象施設の熱需要を調査する。熱料使用料及び機器使用状況を調査し、月別・時間別の熱需要変更を試算する。
  - ② 木質バイオマスボイラーの設置可能場所と適正な機器構成・機器能力を検討する。その結果を踏まえて設備導入費用の概算と配置図案を作成する。
  - ③ 木質バイオマスボイラーを利用することによる施設側の経済性を試算する。  
上記2における燃料製造事業の検討結果も踏まえ、全体最適となるような規模や金額を検討する。
  - ④ 木質バイオマスボイラーを導入することによるCO<sub>2</sub>排出削減効果及び地域経済効果を計算する。

(4) 事業実施計画の策定

上記の調査結果を踏まえ、向こう5年間程度の事業実施スケジュールを立案する。各年度で実施すべきことやクリアすべき課題などを明らかにし、具体的な行動計画を策定する。